

○龍ヶ崎市市民栄誉賞表彰条例

平成26年3月28日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、市民又は市に縁故の深いもので、学術、文化、芸術、スポーツその他の分野において輝かしい成果を上げ、社会に明るい希望と活力を与え、市民に広く敬愛されていると認められるものに対し、龍ヶ崎市市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を贈ってこれを表彰することにより、その栄誉をたたえることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 市民栄誉賞は、市内に居住し、若しくは居住していた者、市内に通勤し、若しくは通学する者、又は市内に所在している団体で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、表彰の目的に照らして市長が適当と認めたものに対して贈る。

- (1) 国際的な学術、文化又は芸術の分野におけるコンクール等において、顕著な成績を収めたもの
- (2) 国際的なスポーツの競技会等において、顕著な成績を収めたもの
- (3) その他社会に明るい希望と活力を与えるとともに、市の名声を高め、市民のふるさと意識の高揚に顕著な功績があったもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

2 表彰を受けることとなった者が故人であるとき、又は表彰を受けることとなった者が表彰を受ける前に死亡したときは、前項の表彰状及び記念品は、その者の遺族に贈呈する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

(名簿)

第5条 表彰者の氏名、表彰の対象となった功績その他必要な事項は、表彰者名簿に記録し、永久に保存するものとする。

(欠格条項)

第6条 第2条の規定に該当するものが表彰を行うにふさわしくない非行があったと認めるときは、これを表彰しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。